

「第3期岐阜県自殺総合対策行動計画(案)」に対するご意見と県の考え方・対応について

【意見募集期間】平成30年7月12日(木)から平成30年8月10日(金)

【意見募集結果】1件

岐阜県健康福祉部保健医療課

該当箇所	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
2 基本施策 (2)地域におけるネットワークの強化	○53ページ 参考資料「自殺総合対策大綱」(18)について それぞれの関係諸機関の現場にあって自殺が危惧されるケースに気付くことができるようになることは大切なことではあるが、気づいても、自分の力だけでは何ともならない。他の専門家につなぎたいのはやまやまであるが、個人情報保護の壁もあり、また顔の見えない他の専門家に連絡するのも気が引ける。 関係諸団体の現場の者が、ワンストップで相談できる公的な窓口が欲しい。県、市町村など自治体はケースを持て余している関係団体の受け皿としての窓口となってほしい。また、そこから協力の要請を各関係機関が受ければ、取り組みやすい。つまり、公的窓口が我々のハブとして機能してほしい。 自殺の危機に瀕している人の背景には複合的な問題があることが多く、単一の専門機関で解決が図れないと思われる。複数の専門関連団体の関与を継続させ、統合するファシリテーターが継続的にそのケースを見守らないと、対策はいつの間にか雲散霧消してしまうのではないか？ 先述した、関係機関のためのワンストップの窓口、ハブ機能と、継続的で複合的支援を確保するファシリテーターを各圏域で設けることを提案したい。それを引き受けられる職種は、精神保健福祉士、及び保健師、社会福祉士ではないかと思う。	ご意見いただきました、関係機関の方々の公的な相談窓口としては、保健所、精神保健福祉センター、市町村の精神保健福祉担当課がごさいます。 ご意見を踏まえ、相談窓口の関係機関への周知や、継続的な支援の確保に向けて、計画(案)の「2基本施策(2)地域におけるネットワークの強化 ○地域ネットワークづくり事業の開催」において、連携に必要な情報共有の仕組みづくり等を図ってまいります。